

事務連絡
令和4年3月17日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）の周知について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省から標記件名に係る事務連絡が発出されたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり周知依頼がありました。

当該事務連絡では、潜伏期間・発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、

- ・感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関、高齢者施設等については、濃厚接触者の特定や行動制限を集中的に実施する
- ・濃厚接触者については、エッセンシャルワーカーか否かにかかわらず、検査を組み合わせた待機期間の短縮を可能とする
- ・一般の事業所等については、保健所による一律の濃厚接触者の特定・行動制限を行う必要はない

などの取扱いを示しております。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「『B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）の周知について（周知依頼）」

（参考）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察について」